

○総務省告示第百五十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十九第八項、第四十九条の二十九の二第一項第二号、第四項第五号及び第九項並びに別表第三号45の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百三十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月三十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

〔一・二 略〕

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

〔一〕 略

〔二〕 陸上移動局の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、同表の四の欄に掲げる隣接チャネル漏えい電力の許容値以下の値であること。

一 チャネル間隔（MHz）	二 離調周波数（MHz） （注）	三 周波数幅	四 隣接チャネル漏えい電力の許容値
五	五	五	二デシベル
一〇	一〇	一〇	二デシベル
一五	一五	一五	二・八七デシベル
二〇	二〇	二〇	三デシベル
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔注 略〕

〔2〕 略

〔三〕 略

〔2・3 略〕

4 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

〔一〕 略

〔二〕 陸上移動局の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz） （注）	不要発射の強度の許容値
五	七・五以上八・五	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平

改正前

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

1 〔同上〕

〔一〕 同上

〔二〕 〔同上〕

(1) 〔同上〕

次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、同表の四の欄に掲げる隣接チャネル漏えい電力の許容値以下の値であること。

一 チャネル間隔（MHz）	二 離調周波数（MHz） （注）	三 周波数幅	四 隣接チャネル漏えい電力の許容値
一〇	一〇	一〇	二デシベル
二〇	二〇	二〇	三デシベル
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔注 同上〕

〔2〕 同上

〔三〕 同上

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

〔一〕 同上

〔二〕 〔同上〕

(1) 〔同上〕

〔同上〕

チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz） （注）	不要発射の強度の許容値

	未満	均電力が(一) 一三デシベル以下
	八・五以上二二・五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 二五デシベル以下
一〇	一〇以上一五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 一三デシベル以下
	一五以上二〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 二五デシベル以下
一五	一二・五以上二二・五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 一三デシベル以下
	二二・五以上二七・五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 二五デシベル以下
二〇	一五以上三〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 一三デシベル以下
	三〇以上三五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 二五デシベル以下
〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔注 略〕

〔(2) 略〕

〔(三) 略〕

5 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔(一) 略〕

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

〔表略〕

注 二、五三・五MHz以上二、六五・五MHz未満の周波数帯における不要発射の強度の許容値については、五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、三〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から五〇MHz以上、四〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から六五MHz以上及び五〇MHzをチャネ

一〇	一〇以上一五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 一三デシベル以下
	一五以上二〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 二五デシベル以下
二〇	一五以上三〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 一三デシベル以下
	三〇以上三五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 二五デシベル以下
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔注 同上〕

〔(2) 同上〕

〔(三) 同上〕

〔同上〕

〔(一) 同上〕

(二) 〔同上〕

(1) 〔同上〕

〔同上〕

〔表同上〕

注 二、五三・五MHz以上二、六五・五MHz未満の周波数帯における不要発射の強度の許容値については、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、三〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から五〇MHz以上、四〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から六五MHz以上及び五〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から八〇MHz以上となる周波数帯に限り適用する。

ル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から80MHz以上となる周波数帯に限り適用する。 〔2〕略 〔三〕略 〔6〕8 略	〔2〕同上 〔三〕同上 〔6〕8 同上
備考 表中の「」の記載は注記である。	